

桐原 純男議員



**Q** 若い農業者に先進地研修を積極的に支援したい

桐原議員

政府は、先日のTPP対策大綱において関税撤廃を好機ととらえ、農産物、食品の輸出額を1兆円に増やすとした。また経営感覚にすぐれた農業者を育成し、地域ごとの戦略に基づいて収益性の高い作物へ転換を促すと楽観的に語っている。しかし中山間地では、規模拡大も思うようにいかな

いだろう。新たな農業への変革のためには、様々な施策が必要だ。

農家が奮起できる環境を作り出すには、地域の中で連携が必要ではないか。やる気のある若い農家を対象にした地域単位での先進地研修や、自分たちの販売所、6次産業化を図るための加工施設等必要になる。目玉商品を開発し、話題となるようなことも必要になるだろう。このような事業を進める場合、村の支援策は。

農政課長

現在新規就農者は61名。内19名が国の給付金事業を受けている。新規就農者には村独自の就農支援、家賃の補助などを設けている。今後は、法人化等により地域が連携し、10年後を見据えた農業経営が必要だ。6次産業化や、資格取得、特産品の開発にも助成をして

いる。先進地研修は重要だと思う。



地域単位での先進地研修を

村長

TPPの問題は、今後どんな影響が出るのか心配な面が多々ある。中山間地域では、簡単に農地を集積し大規模化を図ることも簡単ではないだろう。そんな中、大きなことは国任せ、国が動かない、方向性の違う部分で農業を支える。品質の良

い、安心安全なものを生産していくことが重要だ。6次産業化の推進や、施設の整備、付加価値をつけての販売システムの構築を進めていかなければならない。また少人数で取り組んで

**Q** 危険な空き家への対応は  
**A** 国の空き家対策特別措置法で

桐原議員

平成27年5月、空き家対策特別措置法が全面施行された。1特に危険な空き家2衛生上有害な状態3景観を損なう状態4生活環境を損なう状態を村が、特定空き家と認定すれば、助言、勧告、命令ができる。勧告を受ければ固定資

いける農業をしっかりと支援していきたい。研修については、人材育成が一番である。しっかりと勉強をして、夢と希望をもって農業に取り組んでほしい。

産税の優遇措置が受けられなくなる。命令に従わなければ、50万円以下の過料、強制撤去も可能となった。

本村においても、吉田地区旧国道325号線にあった。危険な状態のまま放置されていたが、最後には台風で倒壊し撤去された。本村の空き家は何軒あり、そのうち特定空き家に相当する空き家は、どれぐらいあるか。また危険な空き家に対しては、迅速な対応が求められるが、今までの対応は怠慢にも感じられた。今後は空き家特措法で強く対応されるのか。そのためには特定空き家と判断する、村の協議会の設置が必要だと思うがどうお考えか。また村の条例制定も考えられるのか。どう対応されるのか。最後に、対応する担当課は一本化したほうがよいのではないか。

環境対策課長

平成25年度の空き家は153軒。特定空き家は断定できないが、立野地区に1軒ある。

総務課長

まずは、国の特措法に基づき処理を行い、村条例制定が必要か検討したい。吉田地区の空き家は、土地と建物の所有者が違い、放置されていた土地の所有者に指導していたが台風で倒壊、土地の所有者が解体された。協議会設置は検討するが、条例は制定しないほうがよいと考える。担当窓口は、総務、環境対策、建設、企画観光課で対応したい。



撤去された空き家の跡地